

# 火災と紛らわしい行為を行う場合の注意事項

屋外での焼却は、一部の例外を除き禁止されています。

例外として認められている焼却行為以外の屋外焼却は違法であり、違反者には厳しい罰則が適用されますので、例外として認められている屋外焼却であることを確認し実施されるようお願いします。

## 《例外として認められる場合の例》

- ・農林業を営むためにやむを得ないものとして行う雑草刈り後の焼却（稻わらの焼却など）
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（とんどさんなど）
- ・たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの



※火災警報及び林野火災注意報・警報発令時は、例外として認められている焼却もやめてください。

草焼きなどから山林や建物に延焼する火災や消火作業中にやけどするなどの事故が発生しています。下記のチェック事項を参考に十分注意してください。

- 火災警報及び林野火災注意報・警報が発令されていないこと。
- 空気が乾燥しているときや風の強いときは実施しないこと。
- できるだけ複数人で実施すること。
- 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を準備して行うこと。
- 一度に多量の焼却は行わないこと。
- 火が消えるまでその場を離れないこと。
- 焼却後に必ず消火を行うこと。
- 山際の法面など、燃え広がりやすい場所で実施しないこと。
- 着火しにくい服装で実施すること。



※火災警報及び林野火災注意報・警報発令時は屋外での火の使用はやめてください。

林野火災注意報・警報について、詳しくは QR コードを読み取るか、雲南消防本部ホームページをご確認  
[注意報・警報確認用（雲南消防本部ホームページ）QR コード](#) [説明 QR コード](#) ください。

